

令和2年3月13日

各部局長 殿

副学長(国際戦略担当) 白井 靖人

新型コロナウイルス感染症の発生に係る注意喚起について(通知)(第6報)

新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる取り組みに伴う対応についてお知らせいたしますので、貴部局所属教職員及び学生への周知をよろしくお願いします。

【水際対策の抜本的強化に向けた更なる取組の要点】

- ① 検疫の強化
- ② 航空機の到着空港の限定
- ③ 査証の制限

1. 中国・韓国等に在留する日本人留学生等に対する情報の提供について

今回の措置により、3月9日午前0時から3月末日までの間、日本人・外国人を問わず、中国又は韓国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していたものについては、検疫所長が指定する場所において14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請することとされています。(3月6日付文部科学省高等教育局事務連絡)

また、中国・韓国に加え、イラン(の一部)、イタリア(の一部)及びサンマリノ共和国から帰国する日本人についても、到着空港におけるPCR検査及び健康観察に加え、14日間の自宅待機と公共交通機関自粛要請が入ります。(3月13日付け文部科学省高等教育局メール連絡)

中国、韓国等対象地域に在留する学生及び教職員に対して周知いただくとともに、学生及び教職員が当該期間内に帰国しようとする場合の注意喚起をお願いします。

○対象となる地域

- ・中国、韓国及びサンマリノ共和国全域
- ・イラン:コム州、テヘラン州、ギーラーン州、マーザンダラン州、イスファハン州、アルボルズ州、マルキャズィ州、カズヴィーン州、セムナーン州、ゴレスタン州及びロレスタン州
- ・イタリア共和国:ロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、マルケ州、ピエモンテ州

○中国・韓国・イラン・イタリア、サンマリノ、バチカン市国に留学中の日本人学生の皆さんへ(3月10日更新)

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00001.htm

○厚生労働省 HP「新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

2. 新規渡日予定の外国人留学生等への情報の提供について

今回の水際対策の抜本的強化に向けた更なる取組には、次の措置が含まれています。
(3月9日午前0時から3月末日までの間)

① 中国及び韓国に所在する日本大使館又は領事館で発給された一次・数次査証の効力の停止

② 香港及びマカオ並びに韓国に対する査証免除措置の停止

本措置により、中国・韓国からの留学生については、3月9日午前0時から3月末日までの間、日本に入国できなくなります。今春来日予定の留学生等に周知いただくようお願いいたします。

* 在学学生であり、再入国許可(見なし再入国許可を含む)を得て出国している場合は、査証制限等の対象となりませんが、検疫所長が指定する場所で14日間待機し、公共交通機関を使用しないことが要請されます。

また、出入国在留管理庁では、通常は「3ヵ月間」有効な在留資格認定証明書を、当面的に「6ヵ月間」有効なものとして取り扱うこととしましたので併せて周知方よろしくお願ひいたします。

<http://www.moj.go.jp/content/001316712.pdf>

○3月13日現在入国拒否対象地域

【中国】湖北省、浙江省

【韓国】大邱広域市及び慶尚北道清道郡、慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、清道郡

【イラン】コム州、テヘラン州、ギーラン州

なお、4月に新たに渡日予定の国費外国人留学生及び(独)日本学生支援機構「留学生受入れ促進プログラム」採用者については、出身国・地域に関わらず、新型コロナウイルス感染症に起因して所定の期間から遅れて渡日する場合や、秋渡日など奨学金支給期間を変更する場合も奨学金の受給ができるよう柔軟に対応する旨、別途文部科学省及び(独)日本学生支援機構から詳細な連絡があることを申し添えます。

本件担当

静岡大学国際交流課

副課長 小林静乃

電話：054-238-4454

Email:kobayashi.shizuno@shizuoka.ac.jp